

第7期第33回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 午後3時00分から午後3時35分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(3名)

| | | | | | | | | |
|----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 小岸元気 | ○ | 10番 | 田代英孝 | ○ | 19番 | 佐田正彦 | ○ |
| 2番 | 中田賢大 | ○ | 11番 | 小笠原正実 | ○ | 20番 | 森山幸治 | △ |
| 3番 | 辻 勉 | ○ | 12番 | 清瀬利一 | ○ | 21番 | 伊藤正人 | ○ |
| 4番 | 山本好一 | ○ | 13番 | 毛利武 | ○ | 22番 | 貞廣賢治 | ○ |
| 5番 | 清野 薫 | ○ | 14番 | 鈴木秀子 | ○ | 23番 | 平島道弘 | ○ |
| 6番 | 梅藤 勝 | ○ | 15番 | 林 利輝 | ○ | 24番 | 青木茂美 | ○ |
| 7番 | 山谷和彦 | ○ | 16番 | 藤岡健人 | △ | 25番 | 藤江政利 | ○ |
| 8番 | 宇南山浩利 | ○ | 17番 | 石崎代里子 | ○ | 26番 | 佐々木保成 | ○ |
| 9番 | 永田寿明 | ○ | 18番 | 中澤 浩 | ○ | 27番 | 中島勝美 | △ |

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第8 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第9 議案第4号 令和6年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第10 議案第5号 令和6年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第11 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁—事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局—支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長 | 総会の開催にあたり、佐々木会長職務代理者から挨拶と引き続き進行をお願い

いします。

【会長挨拶】

議長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、16番・藤岡委員、20番・森山委員、27番・中島委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第33回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、14番・鈴木秀子委員、15番・林利輝委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、両名に決定をいたしました。

日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案5件、決議案1件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。

続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。

それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

2ページから3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で10件、22筆、面積は154,019㎡となっています。

1番については貸主の意向、2番から4番については農地の集約化をはかるため、5番から10番については借主の意向により解約するものです。

以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

3月につきましては、議案に記載のとおり、3月8日に川東地区委員会、穂

| | | |
|---|---|--|
| 主 | 査 | <p>別地区委員会を開催しております。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 8 件について審議した結果 適当と判断しております。</p> <p>穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定 8 件について審議した結果 適当と判断しております。</p> <p>また、あっせんの申出 1 件について審議した結果、申出内容・譲受候補者等 を適当と判定したところです。</p> <p>以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第 2 号について、質疑はありませんか。</p> |
| | | (異議なし) |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め、報告第 2 号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 5 報告第 3 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積 計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求め ます。</p> |
| 主 | 査 | <p>報告第 3 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申 出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 7 ページ、8 ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>記載の農地は 1 月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権 が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5 年後の売 渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。</p> <p>この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。</p> <p>計画の内容につきましては、議案第 2 号にてご説明申し上げます。以上で報 告第 3 号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 | 長 | <p>事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第 3 号について、質疑はありませんか。</p> |
| | | (異議なし) |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認め、報告第 3 号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関す る件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| | | (異議なし) |
| 主 | 任 | <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説 明を申し上げます。</p> <p>議案書 10 ページをお開き願います。</p> <p>1 番につきましては、設定人の要望により賃貸借するものです。</p> <p>2 番から 9 番につきましては、被設定人の要望により賃貸借するものです。</p> <p>以上、9 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を</p> |

主任 確認しており、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12ページから29ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

23番 1番について現地確認しましたので報告します。

■■■■が、■■■■に賃貸借する案件ですが、取得後は、ブロッコリーを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと考えます。以上です。

6番 2番・3番について現地を確認してきましたのでご報告いたします。

■■■■と、■■■■がそれぞれ■■■■に賃貸借する案件ですが、取得後は南瓜を作付けする計画となっております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

19番 4番、6番、7番、8番について現地を確認してきましたので報告します。

4番は、■■■■が、■■■■へ賃貸借する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

6番、7番は、■■■■と■■■■が、それぞれ■■■■へ賃貸借する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。

8番は、■■■■が、■■■■へ賃貸借する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。

以上4件について、これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1番 5番は、■■■■が、■■■■へ賃貸借する案件ですが、取得後は牧草を作付けする計画となっています。

これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

12番 9番について現地を確認してきましたので、報告します。

■■■■が、町有地と隣接する農地を賃貸する関係で、その町有地も一体で作付することから、むかわ町と賃貸借する案件ですが、取得後は、南瓜を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第7 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。
なお、本案件中、1 [REDACTED] が被設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主任 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明申し上げます。

議案書31ページから、利用権設定16件です。

図面につきましては、35ページから50ページに添付しておりますのでご確認願います。

1番、2番、7番、8番につきましては、北海道農業公社が買入をした農地について、一時貸し付けを行うため利用権を設定するものです。

3番から6番、9番から16番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。

以上、利用権設定16件45筆ですが、この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。

議 長 続いて、日程第 8 議案第 3 号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 任 議案第 3 号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 5 2 ページをお開き願います。

以上、1 件の実施につきまして、5 3 ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。

以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 3 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 3 号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 9 議案第 4 号「令和 6 年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

支 局 長 議案第 4 号、令和 6 年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 5 5 ページに「令和 6 年度むかわ町参考賃借料」を添付してございます。

本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、1 月から 1 2 月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。

参考賃借料の概要といたしましては、平成 2 1 年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としております。

令和 6 年度におきましては、昨年度と同様の指標にて参考賃借料を本総会に上程することとしました。なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字のほか、土地の形状、条件等を鑑み、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思っておりますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思っております。以上で、議案第 4 号の説明を終わります。ご審議、ご決定くださ

支 局 長 | いますようよろしくお願ひいたします。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第5号「令和6年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

支 局 長 | 議案第5号、令和6年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。
議案書57ページに「令和6年度 農作業標準賃金・機械作業料金」を添付してございます。
本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。令和6年度農作業標準賃金・機械作業料金を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て、4役会議で確認してきております。
主な変更点を申し上げます。まず1番、農作業標準賃金につきましては、農作業一般が960円、園芸作物一般も960円 となっております。
2番の機械作業につきましては、大きく24の項目になっておりまして、⑨番の圃場整備等のレーザーレベラーの標準料金につきましては、12,000円からに変更しており、備考欄には「段差」の文言を追加しております。受託側の視点から適正な料金反映となるよう、令和6年度はこのようなかたちで定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただき、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決

議 長 議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 長 議案書59ページをご覧ください。
決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件について
ご説明申し上げます。
こちらにつきましては、平成30年10月以降に連続して発生した農業委員
の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年11
月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において
「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員
会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元
年12月18日付けで北海道農業会議から送付された公文書により、各市町村
農業委員会総会等において、毎年一度、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ
決議」を行う旨、依頼されているものです。
むかわ町農業委員会といたしましても、今総会においてお諮りし、綱紀保持
の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員が綱
紀粛正の徹底を図っていくものであります。
議案につきましては事前配付していますので、記書きを読み上げて、提案と
させていただきますので、決議のご決定のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、決議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありま
せんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活
動をお願いします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしました
ので、ここで閉会といたします。